



国土交通省

観光庁

Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年10月25日
観光庁

「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた相談窓口」を設置します！

観光庁では、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた取組の一環として、令和5年10月25日より、観光庁に「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた相談窓口」を設置し、自治体・DMO等のご相談を受け付けます。

国内外の観光需要が急速に回復し多くの観光地が賑わいを取り戻している一方、観光客が集中する一部の地域や時間帯等によっては、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下への懸念が生じているところです。

これらの課題に対処するため、観光庁では、関係省庁と連携して、「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」（令和5年10月18日観光立国推進閣僚会議決定）をとりまとめました。

本パッケージにもとづき、今般、観光庁に「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた相談窓口」を設置しましたので、お知らせします。

◆ オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた相談窓口

観光庁観光地域振興部 持続可能な観光推進室

- ・ TEL : 03-5253-8111 (内線 : 27-918、27-915)
 - ・ Mail : hqt-overtourism-soudan★gxb.mlit.go.jp
- ※ メール送信時は「★」を「@」に変更してください。

オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた取組は、下記の観光庁 HP に掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/overtourism.html>

【問合せ先】参事官（外客受入）付 担当：澁澤、神田、安積
TEL : 03-5253-8111 (内線 : 27-922、27-990、27-992)
Mail : hqt-overtourism-soudan★gxb.mlit.go.jp
※ メール送信時は「★」を「@」に変更してください。